

旭川市税条例第23条の2第1項に係る寄附金税額控除
対象寄附金申出事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、旭川市税条例(昭和43年旭川市条例第20号。以下「条例」という。)第23条の2第1項の規定により個人市民税の寄附金税額控除の対象として市長が認める寄附金(以下「対象寄附金」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象寄附金)

第2条 条例第23条の2第1項第3号イの規定による対象寄附金は、法人又は団体(以下「法人等」という。)に対して支出した寄附金のうち、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 所得税法(昭和40年法律第33号)第78条第2項第2号の規定により財務大臣が指定する法人等、所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条に規定する法人等又は租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第1項に規定する認定特定非営利活動法人等であること

(2) 市内に従たる事務所又は事業所を有していること

(3) 前号に掲げる事務所又は事業所において、現に事業を行っていること

2 条例第23条の2第1項第3号エの規定による対象寄附金は、法人等に対して支出した寄附金のうち、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 所得税法第78条第2項第2号の規定により財務大臣が指定する法人等、所得税法施行令第217条に規定する法人等又は租税特別措置法第41条の18の2第1項に規定する認定特定非営利活動法人等であること

(2) 近隣町村(鷹栖町, 東神楽町, 当麻町, 比布町, 愛別町, 上川町, 東川町及び美瑛町をいう。)に事務所又は事業所を有していること

(3) 現に市内において事業を行っており、かつ、市民の福祉の増進に寄与するものであること

(申出等)

第3条 前条に掲げる要件を満たす法人等が、当該法人等が受け入れる寄附金について対象寄附金としての適用を受けようとするときは、対象寄附金に係る適用申出書(様式第1号)に当該要件を満たしていることを証する書類を添えて市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の規定による申出をした法人等が前条に掲げる要件を満たしているか否かの確認を行い、その結果を申出確認結果通知書(様式第2号又は様式第3号)により当該申出をした法人等に対し、通知するものとする。

(除外等)

第4条 市長は、前条第2項の規定により確認した法人等が第2条に掲げる要件を満たさなくなったときは、当該法人等に係る寄附金について対象寄附金から除外するものとする。ただし、同条の要件を満たさなくなった日前に法人等が受け入れた対象寄附金については、この限りでない。

2 市長は、法人等が虚偽の申出をし、又は偽りその他不正の手段により前条第2項の規定

による対象寄附金として適用を受ける旨の通知を受けたと認めるときは、当該申出がなかったものとみなすものとする。

3 市長は、前2項の規定により対象寄附金から除外し、又は対象寄附金としての申出がなかったものとみなしたときは、これら対象寄附金に係る申出をした法人等に対し、その旨を書面で通知するものとする。

(変更の届出)

第5条 第3条第2項の規定により要件を満たす法人等として確認した旨の通知を受けたものは、同条第1項の規定に基づき申出した内容に変更が生じたときは、変更届出書(様式第4号)により当該変更が生じた事項を市長に届け出なければならない。

(公表)

第6条 市長は、前3条の規定による対象寄附金に係る申出の確認若しくは変更、又は除外に関し、必要と認める事項についてホームページ等で公表するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるものほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年3月4日から施行し、同年1月1日から適用する。

2 条例第23条の2第1項の規定の適用を受ける寄附金は、第3条第2項の規定により対象寄附金としての確認を受けた日(以下「確認日」という。)以後に法人等が受け入れた寄附金とする。ただし、他の法令による寄附金控除又は寄附金税額控除の適用となる期間の初日から確認日前までの間に法人等が受け入れた寄附金については、対象寄附金とみなす。

3 前項の規定にかかわらず、平成26年中に第3条第2項の規定により対象寄附金の適用を受ける旨確認を受けた法人等が前年中に受け入れた寄附金については、平成26年度分の個人市民税の寄附金税額控除の対象とみなす。

4 この要綱の施行の際、現に北海道税条例(昭和25年北海道条例第56号)第26条の3第1項第3号の適用を受ける寄附金であって、かつ、第2条に掲げる要件を満たすものについては、対象寄附金の適用を受けるものとしての確認を受けたものとみなす。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の要綱の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

様式第1号（第3条関係）

対象寄附金に係る適用申出書

旭川市税条例第23条の2第1項の規定による対象寄附金としての適用を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申し出ます。

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div> 年 月 日 (宛先) 旭川市長	主たる事務所の所在地	〒 電話 () -		
	従たる事務所又は事業所の所在地	〒 電話 () -		
	ふりがな			
	法人名又は団体名			
	ふりがな			
	代表者の職氏名			
	事務所又は事業所を設置し、主たる目的である事業を開始した日	年 月 日		
・実施事業の概要（別紙可）				
(※条例第23条の2第1項第3号エに該当する場合) ・実施事業が旭川市民の福祉の増進に寄与していることについての説明（別紙可）				
告示年月日 [※]	年 月 日	告示番号 [※]	第	号
○添付書類及び留意事項 1 定款又は寄附行為（定款又は寄附行為が存しない場合は、これらに相当する書類）（独立行政法人を除く。）（写し可） 2 登記事項証明書（法人に限る。）（写し可） 3 実施事業が市内で行われていることを証する書類（写し可） 4 所得税法第78条第2項第2号の規定により財務大臣が指定する寄附金（昭和40年大蔵省告示第159号又は平成23年財務省告示第84号にて個別に指定されたもの）にあつては、それを証する書類（写し可） ※ 4の書類の添付と併せ、申出書に告示年月日及び告示番号を記載すること。				

担当課確認欄

<input type="checkbox"/> 条例第23条の2第1項第3号イ該当法人等	整理番号
<input type="checkbox"/> 条例第23条の2第1項第3号エ該当法人等	
<input type="checkbox"/> 申出書不受理（ <input type="checkbox"/> 要件非該当 ・ <input type="checkbox"/> 添付書類不備 ）	

申出確認結果通知書

第 年 月 日

（法人等代表者名）

様

旭川市長 今津寛介 印
（税務部市民税課担当）

年 月 日付けで旭川市税条例第23条の2第1項に係る寄附金税額控除対象寄附金申出事務取扱要綱第3条第1項の規定に基づく申出について、同要綱第2条に規定する要件を満たしていることを確認したので、その旨通知します。

1 確認結果

法人等の所在地	
法人等の名称	
税額控除の対象となる寄附金	年 月 日以後に受け入れた寄附金

2 留意事項

(1) 変更の届出

先に申出のあった事項に変更が生じた場合は、旭川市税条例第23条の2第1項に係る寄附金税額控除対象寄附金申出事務取扱要綱第5条の規定に基づく変更届出書を提出願います。

なお、変更が生じたことにより、同要綱第2条に掲げる要件を満たさなくなった場合は、変更が生じた日後に受け入れた寄附金については寄附金税額控除の対象から除外されることとなります。

(2) 寄附者に対する措置

ア 寄附者が個人市民税の寄附金税額控除の適用を受けるためには、貴法人（団体）が発行する「寄附金受領証明書」が必要となりますので、寄附金の受入後、寄附者に対して当該証明書を発行願います。

イ 寄附者が個人市民税の寄附金税額控除の適用を受けるためには、所得税の確定申告（確定申告をする必要がない方については、個人市民税の申告）が必要となりますので、アの寄附金受領証明書の発行と併せ、寄附者に対し、その旨周知願います。

問合せ先

〒070-8525

旭川市7条通9丁目48番地

旭川市税務部市民税課

電話（0166）25-5786

様式第3号（第3条関係）

申出確認結果通知書

第 年 月 日

（法人等代表者名）
様

旭川市長 今津寛介 印
（税務部市民税課担当）

年 月 日付けで旭川市税条例第23条の2第1項に係る寄附金税額控除対象寄附金申出事務取扱要綱第3条第1項の規定に基づく申出について、次の事項に関して同要綱第2条に掲げる要件を満たしていないため、貴法人（団体）が受け入れる寄附金に対し、個人市民税の寄附金税額控除の適用をすることができませんので、その旨通知します。

要件を再度確認の上、当該要件を充足した場合においては、改めて申出くださいますようお願いいたします。

1 要件を満たしていない事項

問合せ先
〒070-8525
旭川市7条通9丁目48番地
旭川市税務部市民税課
電話（0166）25-5786

様式第4号（第5条関係）

変更届出書

年 月 日付けで旭川市税条例第23条の2第1項に係る寄附金税額控除対象寄附金申出事務取扱要綱第3条第1項の規定に基づき申し出た事項について、変更が生じたので届け出ます。

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div> 年 月 日 (宛先) 旭川市長	主たる事務所の所在地	〒 電話 () -
	従たる事務所又は事業所の所在地	〒 電話 () -
	ふりがな	
	法人名又は団体名	
	ふりがな	
	代表者の職氏名	

1 変更が生じた事項

項目	変更前	変更後	変更年月日
法人（団体）名			年 月 日
代表者の職氏名			年 月 日
主たる事務所の所在地			年 月 日
従たる事務所又は事業所の所在地			年 月 日
市内で実施している事業の概要			年 月 日
その他			年 月 日

※ 変更があった項目についてのみ記載してください。